

認可外保育施設等に関する法改正内容について

1. 資産の譲渡等に係る消費税非課税措置の拡充

令和2年度税制改正の大綱（令和元年12月20日閣議決定）において、「消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲に、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち一定の基準を満たすものとして都道府県知事等から当該基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものにおいて行われる保育を加える」こととされたことに伴い、消費税告示の一部改正が行われ、令和2年10月1日（以下「令和2年一部改正の施行日」という。）より、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち一定の当該基準を満たす施設についてはその利用料に係る消費税が非課税とされることとなりました。

【保育に従事する者で保育士又は看護師資格を有しない者に関する研修受講要件】

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、当該研修の修了が困難であると都道府県知事等が認めるときは、当分の間、当該保育に従事する者を当該研修を修了した者であるものとみなして、消費税告示第三の二に掲げる事項を満たすかどうかの判定を行うものとする経過措置が置かれています。

このことは、認可外保育施設指導監督基準の中にも明記されるよう改正されています。

2. 子ども・子育て支援法施行規則の一部改正

子ども・子育て支援法施行規則第1条第1号に定める子ども・子育て支援法第7条第10項第4号の健康管理及び安全確保の基準に事故の報告、記録、重大事故の再発防止等の検証体制を講ずることと明記されました。

※認可外保育施設指導監督基準上の安全確保においても、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号通知）を参照し、適切に都道府県へ報告することと規定されており、当該規定にも事故に際して採った措置及び事故状況等の記録をすることが追記されています。

<別添 資料②> 事故報告様式